

税の損益分岐点(9)

～個人事業と法人成りとの比較～

税理士 中根 武

法人成りが事業を行っていく上において、どのようなメリットがあるのかをはつきりと理解されている方ばかりではないのが実情だと思います。

まず条件を明確にして、個人で事業を継続した場合と法人を設立した場合の税金面その他の有利不利を考えてみたいと思います。

【個人事業の場合】

売上高	1,500万円
経費	500万円
利益	1,000万円

【法人成りの場合】

売上高	1,500万円
経費	500万円
給料	1,000万円
利益	0円

注：個人事業の利益1,000万円をそのまま法人の社長の給料1,000万円に置き換えた。事業における利益1,000万円と社長の給料1,000万円を比較しています。また比較を単純化するために各種所得控除は基礎控除38万円のみを対象としています。なお平成23年1月1日から12月31日までの1年間を対象としています。

① 個人事業の場合

売上高を1,500万円、経費を500万円にすると利益は1,000万円です。青色申告特別控除65万円を差し引いた935万円が事業所得になります。ここから基礎控除(所得税38万円、住民税33万円)を差し引いた897万円(902万円)が課税される所得金額になります。

所得税の速算表に当てはめると

$$897\text{万円} \times 23\% - 63\text{万6千円} = 1,427,100\text{円}$$

住民税所得割(都民税4%、区市町村民税6%)

$$902\text{万円} \times 10\% + 4,000\text{円(均等割)} = 906,000\text{円}$$

個人事業税(税率を5%とする。また青色申告特別控除を加算する。)

$$(902\text{万円} + 65\text{万円} - 290\text{万円}) \times 5\% = 338,500\text{円}$$

税金合計

$$1,427,100\text{円} + 906,000\text{円} + 338,500\text{円} = 2,671,600\text{円}$$

② 法人成りの場合

売上高1,500万円から経費500万円と社長の給料1,000万円を差し引くと会社の利益は、0円になります。個人事業との比較で、1,000万円の給料には、給与所得控除が220万円あるので、給与所得は780万円になります。ここから基礎控除(所得税38万円、住民税33万円)を差し引いた742万円(747万円)が課税される所得金額になります。

所得税の速算表に当てはめると

$$742\text{万円} \times 23\% - 63\text{万6千円} = 1,070,600\text{円}$$

住民税所得割(都民税4%、区市町村民税6%)

$$747\text{万円} \times 10\% + 4,000\text{円(均等割)} = 751,000\text{円}$$

税金合計

$$1,070,600\text{円} + 751,000\text{円} = 1,821,600\text{円}$$

注：法人成りの場合、この他に法人住民税均等割7万円があるので、これも加えると

1,891,600円になります。

③ 個人事業と法人成りした場合の税金負担の比較

$$2,671,600\text{円(個人事業)} - 1,891,600\text{円(法人成り)} = 780,000\text{円}$$

法人成りしたほうが、780,000円だけ税金の負担が少なくなります。

④ まとめ

このように同じ事業内容にもかかわらず税金の負担が大きく違うことには注目すべきだと思います。きっちりと税法を研究して、一番有利な方法を選択することがとても重要だということはわかつていただけたと思います。しかし、このような比較も表面的だとの見方も否めないので、例えば、法人の場合は、法人設立費用がかかり、社会保険の加入は強制であり、交際費も一部損金から除外され、税理士報酬もかなり高くなる傾向にあります。もっと厳しい現実は、赤字法人が70%を超える現状では、法人を設立してもメリットが出ない場合もあるのです。従って、ただ単に税金が得するというだけでなく、法人設立に係る諸費用を正確に計算し、事業形態としての法人設立が社会的信用上有利といえる状況か、さらに言えば規模の問題で、事例として紹介した1,000万円の個人事業による所得で78万円の税金のメリットは本当に最低限のところなので、将来的な事業の発展が見込めるのかが重要なカギになるのではないかと思います。

やはり事前に税理士等の専門家に相談し、充分にメリットが出ることを確認してから、法人の設立を行うことが大事だと思います。目先の小さな利得に誤魔化されずにしっかりと対応をしていただきたいと思います。

以上

今回は少し視点を変えて、個人事業と法人成りをした場合の税負担を中心とした損得の比較を考えてみたいと思います。和楽の読者の多くは資産家の方だと思いますが、資産管理会社などを持たれていることが多いので、法人経営がまったくの無縁ではないと思います。しかし、